

令和8年8月18日

担当課名	土木部建設企画課
内線番号	3027
直通番号	095-894-3027
担当者名	島田・近藤

不正行為を起こした有資格業者の指名停止について(通知)

標記について、下記のとおり指名停止を行うこととしたのでお知らせします。

記

1. 指名停止となった有資格業者

名 称 株式会社 竹中土木
許可番号 大臣許可 第 003750号
所 在 地 東京都江東区新砂1-1-1

2. 指名停止の期間

令和8年8月19日から令和8年9月18日(1か月間)

3. 指名停止の理由

(株)竹中土木が受注した「近畿自動車道 久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において、令和7年8月5日に発生した労働災害に関し、同社社員が所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行ったとして、令和8年6月10日付で羽曳野簡易裁判所から労働安全衛生法違反により略式命令を受けたことによる措置。

長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領
第2条「別表第2第10号(不正又は不誠実な行為)」該当